

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ
代表者名 代表取締役 前田 和彦
(J A S D A Q ・ コード 8886)
連絡先
役職・氏名 総務部長 寺本 博
電話 052-249-3503

準耐火建築物に関する不適合施工について

当社は、名古屋市において建築した準耐火建築物（木造3階建）について、間仕切壁の施工方法の一部が、国土交通大臣が認定した内容に適合していないこと、並びに天井と壁の取合いが告示に適合していないことを特定行政庁から指摘を受けて、建築基準法違反であることが判明しました。内容は下記のとおりであります。

また、当社が建築した準耐火建築物の全棟について緊急調査を行った結果、その他の355件についても不適合施工の可能性があることを、国土交通省に報告いたしました。

今後当社は、国土交通省並びに特定行政庁の指導の下、該当する物件について改善措置を実施いたします。

お客様をはじめ、株主の皆様及び市場関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、謹んで深くお詫び申し上げます。

記

1. 名古屋市で判明した不適合施工の内容

準耐火構造（※1）の間仕切壁の施工方法について、間仕切壁の45分準耐火構造の国土交通大臣認定（認定申請者：一般社団法人石膏ボード工業会、認定番号QF045BP-9071（平成14年5月16日以前は準耐火（通）W1001））に適合しない施工方法が3点ありました。（別紙のイメージ図を参照願います。）

- (1) 石膏ボードの下地に規定で定めた横胴縁が施工されていないこと。
- (2) 石膏ボード用くぎ 長さ38.1mm以上、もしくは、石膏ボード用スクリューねじ 長さ40mm以上で留め付ける規定に対し、28mmのビス（ねじ）で施工していたこと。
- (3) 石膏ボードを留めるスクリューねじの間隔がボード外周部150mm、中間部200mmの規定に対し、当社は外周部、中間部ともに200～250mmであったこと。

また、床直下の天井にて、告示に適合しない施工方法が1点ありました。（別紙のイメージ図を参照願います。）

- (1) 床直下の天井と壁の取り合い等の部分の裏面に当て木が施工されていないこと。

※1 準耐火構造とは、次の①もしくは②のいずれかに該当する住宅に必要とされる仕様を指します。

- ① 準防火地域に建築された3階建の住宅
 - ② 防火地域に建築された延床面積100㎡以下の2階建または平屋の住宅
- (※条例により、準耐火構造が指定される場合もあります。)

2. 不適合施工に至った経緯

当社は、対象物件が準耐火建築物であることを認識の上で設計と施工を行いました。工事の管理に不行き届きがありました。

3. 今後の対応について

当社は、お客様に安心してお住まいいただくことを最優先事項とする方針のもと、個々のお客様にご説明申し上げ、ご意向を伺いながら適切な対策を講じさせていただきます。

現在当社では、該当物件の準耐火性能を担保し、現在お住まいの物件についてお客様にご安心いただくために、間仕切壁に関して新たに現行の施工方法による国土交通大臣認定取得の準備をしております。

なお、壁と天井の取合い部分で施工方法に不適合が認められた部位につきましては、特定行政庁の指導のもと、改修工事などの対策を実施させて頂く方針であります。

4. 業績に与える影響について

現時点において、業績に与える影響は不明であります。影響額が判明し次第、速やかに開示いたします。

この度は、お客様をはじめ、株主の皆様、市場関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

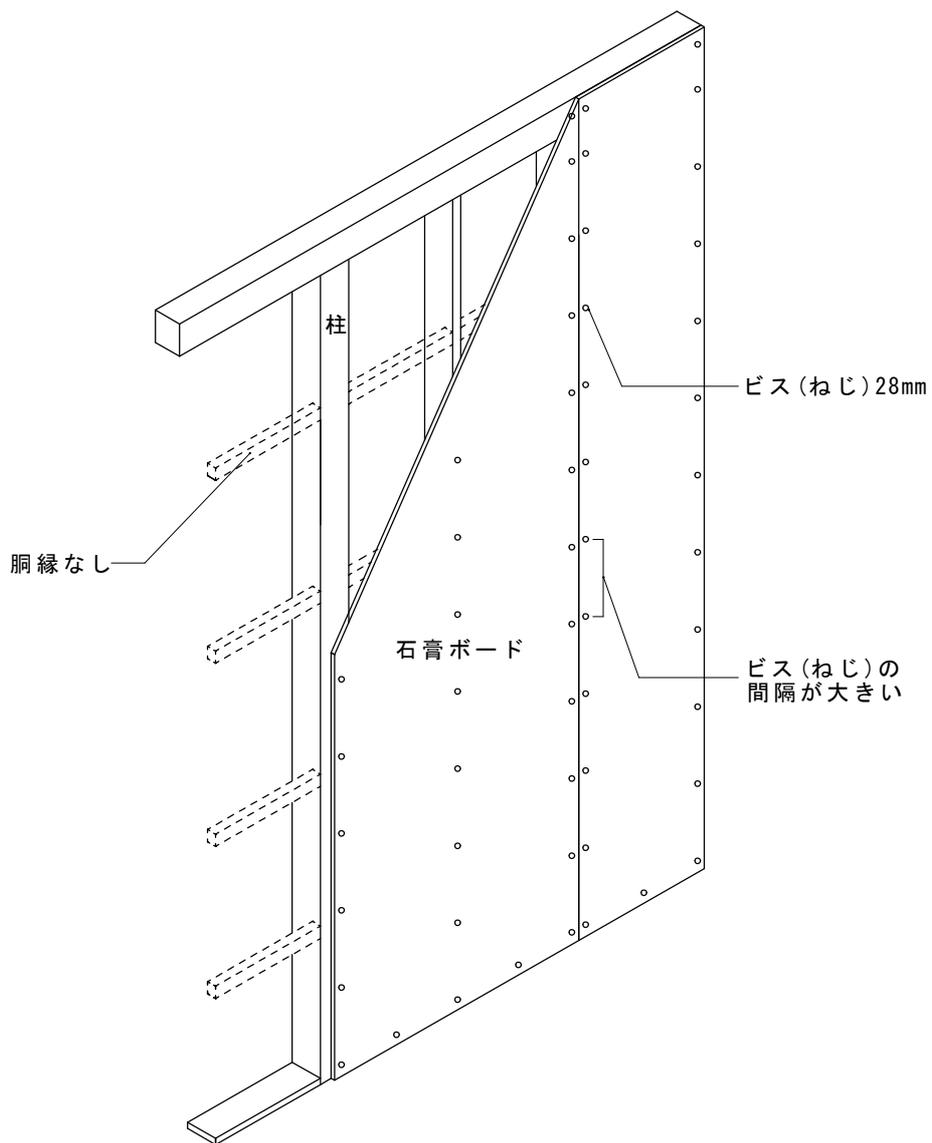
当社は、この度の指摘を真摯に受け止め、安心・安全の住まいづくりに努めると共に、再発防止に全社をあげて努めてまいります。

【本件の問い合わせ窓口】

総務部 総合受付担当	電話 052-249-3503	9時～18時	土日祝休
お客さま窓口	電話 0120-992-293	9時～19時	無休（年末年始除く）

以 上

間仕切壁 (イメージ)



床の直下の天井と壁 (イメージ)

